

既存住宅状況調査業務に必要な提出図書一覧

●一戸建て住宅用

- ※ 表Ⅰの図書の一部は、別サービス中古住宅売買かし保証の必要書類として活用することができます。
 ※ 受付時において、その他必要となる書類の提出をお願いする場合がございます。

表Ⅰ. 提出書類

	書類名称	記載事項	提出部数
1	別記 1 既存住宅状況調査申請書写し	物件情報・お問い合わせ先・料金請求先等	1部 必須
2	付近見取図写し	調査対象物件の場所が分かるもの	1部 必須
3	平面図写し	各階の間取り図（販売用間取りも可）	1部 必須
4	建物登記簿謄本の写し	最新の建物登記簿謄本の写し	1部 任意
5	確認済証・検査済証等の写し ※1	新耐震基準であることを証する書類の写し ※2	1部 必須 ※3
6	立面図写し（任意提出）	図面等があればご提出ください	1部 任意

※1 これら書類の提出がない場合は、調査後に交付する【建物状況調査の結果の概要（重要事項説明用）】の耐震性書類の確認欄に『不明』と表記されます。

※2 新耐震基準（昭和56年6月1日（1981年）以降に建築されたもの）を証する書類は、下記のいずれかの書類をご提出ください。なお、これらの書類のご提出が無い場合でも調査は行えますが、報告書に添付される「建物状況調査の結果の概要（調査報告書用）」の耐震性に関する書類の確認欄へは、「不明」と表記されます。

- (ア) 確認済証
- (イ) 検査済証
- (ウ) 確認台帳記載事項証明（建築計画概要書の写し等は認められません）
- (エ) 新築時の建設住宅性能評価書
- (オ) （新築）住宅瑕疵担保責任保険の付保証書

なお、既存住宅瑕疵保険（個人間売買【検査機関保証型】）を付保する際には、上記(ア)～(オ)の書類がなくても、次の書類(カ)により、既存住宅売買瑕疵保険の要件となる新耐震基準を満たす書類とすることができます。

- (カ) 住宅金融公庫の融資を受けたことが分かる書類（次のいずれか）
 - ① 公庫融資設計審査に関する通知書（合格年月日に日付が昭和56年6月1日以降）
 - ② 公庫融資現場審査に係る通知書（竣工時）（合格年月日の日付が昭和58年4月1日以降）
 - ③ 登記事項証明書（住宅金融公庫による抵当権の設定登記の日付が昭和58年4月1日以降）

※3 確認済証・検査済証等の写し（新耐震基準であることを証する書類の写し）が無い場合は、『4 建物登記簿謄本の写し』のご提出をお願いいたします。

●共同住宅（住戸型・住棟型）用

- ※ 表Ⅱの図書の一部は、別サービス中古住宅売買かし保証の必要書類として活用することができます。
 ※ 受付時において、その他必要となる書類の提出をお願いする場合がございます。

表Ⅱ. 提出書類

	書類名称	記載事項	提出図書
1	別記 1 既存住宅状況調査申請書写し	物件情報・お問い合わせ先・料金請求先等	1部 必須
2	付近見取図写し	調査対象物件の場所が分かるもの	1部 必須
3	平面図写し（住戸型）	調査対象住戸の各階間取り図（販売用間取りも可）	1部 必須
	平面図写し（住棟型）	住棟の各階平面図（屋上階を含みます）	1部 必須
4	構造図写し（住棟型のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・構造特記仕様書 ・梁リスト ・床リスト ・各階伏図＋軸組図 ・壁リスト ・柱リスト 	1部 必須
5	建物登記簿謄本の写し	最新の建物登記簿謄本の写し （住戸型の場合は必ずご提出をお願いします）	1部 必須
6	確認済証・検査済証等の写し ※1	新耐震基準であることを証する書類の写し ※2	1部 必須
7	立面図写し（任意提出）	図面等があればご提出ください	1部 任意
8	長期修繕計画書の写し	既存住宅瑕疵保険（個人間売買【検査機関保証型】）の付保を希望される場合は、ご提出ください。 ※3	1部 任意

※1 これら書類の提出がない場合は、調査後に交付する【建物状況調査の結果の概要（重要事項説明用）】の耐震性書類の確認欄に『不明』と表記されます。

※2 新耐震基準（昭和56年6月1日（1981年）以降に建築されたもの）を証する書類は、下記のいずれかの書類の写しをご提出ください。

- (ア) 確認済証
- (イ) 検査済証
- (ウ) 確認台帳記載事項証明（建築計画概要書の写し等は認められません）
- (エ) 新築時の建設住宅性能評価書
- (オ)（新築）住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書

なお、既存住宅瑕疵保険（個人間売買【検査機関保証型】）を付保する際には、上記(ア)～(オ)の書類がなくとも、次の書類(カ)により、既存住宅瑕疵保険の要件となる新耐震基準を満たす書類とすることができます。

(カ) 住宅金融公庫の融資を受けたことが分かる書類（次のいずれか）

- ① 公庫融資設計審査に関する通知書（合格年月日に日付が昭和56年6月1日以降）
- ② 公庫融資現場審査に係る通知書（竣工時）（合格年月日の日付が昭和58年4月1日以降）
- ③ 登記事項証明書（住宅金融公庫による抵当権の設定登記の日付が昭和58年4月1日以降）

※3 長期修繕計画書がある場合は、長期修繕計画書の書類確認により、屋上階（屋根）等の一部の調査対象部位について、既存住宅瑕疵保険を付保するための現地確認検査に替えることができます。